

平成30年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成30年12月5日

12月5日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	3番	富	澤	克	彦	
4番	寺	島	美	幸	5番	飯	森		孝	
6番	片	野	壽	夫	7番	海	老	澤	武	
8番	高	松	多	可	史	9番	鶴	澤	幹	司
10番	林		藤	江	11番	菅	谷	樹	雄	
12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟	
14番	高	木	甚	一	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤			寛
18番	栗	林	利	男	19番	大	堀			潔

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

2番 越 川 定 勝

事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 1時43分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、2番 越川定勝委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 鵜澤幹司委員、12番 内山勝己委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から15番で、ページは1ページから6ページです。

整理番号1番、3番から5番、7番から11番および13番、以上の10件については、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号12番、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人が売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号14番および15番は、お互いが耕作の合理化を図るため、交換により所有権移転を受けるものです。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 去る、11月28日、水曜日、午後1時30分より市役所701会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は15件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号4番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、小倉推進委員には電話連絡を行っています。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、整理番号11番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号11番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号11番について、菅谷推進委員と電話にて調査等行いました。

この申請は、譲渡人の農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号11番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く13件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、2番 越川委員ですが本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号2番について、ご説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は

自宅近くの農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営を拡大したいため、また譲渡人は相続で取得したものの遠隔地居住で、農業を行っていないため農地を処分したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

当該法人は、さつまいもの栽培を計画しておりますが、経営計画や農作業計画等については、香取農業事務所改良普及課の指導を受けており、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号5番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番、7番の2件について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号6番について、石橋推進委員と電話にて調査等を進めた結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号7番について、石橋推進委員と電話にて調査等を進めた結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものでございます。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、13番 篠塚委員。

1 3番篠塚委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号9番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、14番 高木甚一委員。

1 4番高木委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号12番から15番までの4件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 13 番について、ご説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地に隣接する農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 14 番および 15 番について、関連がありますので一括してご説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号の 2 件を除く 13 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号の 2 件を除く 13 件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 2 議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成 30 年 12 月 5 提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から8番で、ページは7ページから9ページです。

整理番号1番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は都市計画用途地域内の準住居地域のため第3種農地です。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は資材置場および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号4番、転用目的は集合住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号5番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号7番および8番は同一事業であります。転用目的は進入路、資材置場および駐車場用地です。権利の内容は地上権設定で、申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

1 5番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち整理番号1番および5番の案件については現地調査を行い、その他の案件については書類および写真等により審査を行いました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件についても調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響および申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結

右側の美容院の所でございます。

譲受人は、自宅で〇〇〇を営んでおりますが、現在の駐車場が狭く周囲に迷惑をかけているため、隣接地である申請地に自宅用および来客用駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では埋立等を行わず砂利敷きとします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、申請地は周囲より低く、砂利敷きのため土砂流出の影響は軽微と考えられます。

なお、土地改良区はなく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号6番について、石橋推進委員と現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地の場所ですけれども、〇〇〇より〇〇〇〇〇を〇〇キロほど〇〇〇方面に下りますと、左側に〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇〇より北へ直線距離で〇〇メートルの位置でございます。

譲受人は、現在妻の実家で暮らしておりますが、家が手狭になったため妻の実家の隣接地に専用住宅を建築する計画をしたものでございます。

申請地では、埋立等を行わず整地をいたします。

用水は市営上水道を利用し、排水については雨水は浸透柵により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、宅内にて処理します。

また、隣接農地にはコンクリートブロックを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区はなく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと思われま

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番の2件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号7番から8番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○の左側にある坂道を○○メートルほど上り、そこを左折し○○メートルほど先になります。

譲受人は、山林において太陽光発電施設の設置を計画しておりますが、当該地が接道していないため、隣接地である申請地を進入路および太陽光発電施設の保守・点検用の資材および車両置場として利用する計画をしたものです。

申請地では埋立等を行わず、一部を鉄板敷きとします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。

なお、土地改良区区域外であり資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第9次農用地利用集積計画は、整理番号1番から243番で、ページは10ページから118ページです。

所有権移転が8件、すべて田で8,860㎡です。

使用貸借権設定の再設定1件、田で20,933㎡です。

賃借権設定の新規94件、田が4453,184.28㎡、畑が19,466.1㎡です。

賃借権設定の再設定126件、田が539,422.16㎡、畑が61,481㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

賃借権設定の新規14件、田が78,414㎡、畑が1,824㎡です。

以上243件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号10番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号10番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号10番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号43番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号43番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号43番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号47番、159番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号47番、159番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号47番、159番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号84番、93番、119番、120番の4件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号84番、93番、119番、120番の4件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号84番、93番、119番、120番の4件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号168番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号168番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号168番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第3号 整理番号210番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号210番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号210番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の10件を除く233件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の10件を除く233件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の10件を除く233件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

整理番号1番から10番で、ページは119ページから126ページです。

賃借権設定の新規10件、田が78,414㎡、畑が1,824㎡です。

以上、10件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第4号 整理番号7番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号7番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号7番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く9件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く9件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く9件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から3番で、ページは127ページです。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、議案第2号 整理番号2番にて、改めて権利の内容を地上権設定として申請したものです。

整理番号2番および3番は同一事業であります。前件と同様に申請書記載誤りのため取消をするものであり、改めて権利の内容を地上権設定として申請したものです。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願は3件であります。

案件については、書類および写真等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による

許可処分取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番について、説明申し上げます。

本件は、平成30年10月24日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものですが、権利内容が地上権の設定であるところ、所有権の移転と認識誤りをして申請したため取消しし改めて申請し直すものです。

以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 整理番号2番、3番の2件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号2番から3番につきましては、関連案件ですので一括して説明申し上げます。

本件は、平成30年10月24日付けで、進入路および資材置場・駐車場用地の許可を受けているものですが、権利内容が地上権の設定であるところ、賃借権の設定と認識誤りをして申請したため取消しし改めて申請し直すものです。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は30件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件であります。

以上です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時41分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人